

解約・契約内容変更手続きについて

⚠ ご退去される場合の注意点

ご契約期間中に保険の対象となる賃貸物件から退去される場合、**賃貸借契約とは別にお手続きが必要です。**

■解約のお手続き（ご契約期間の途中で中途解約する場合）

ご契約期間の残存月数に応じて保険料を返還いたします。

※経過期間により返戻金がない場合がございます。返還保険料の計算式は、P7に掲載されている「**8** 解約および解約返戻金の有無について」をご確認ください

■契約内容変更のお手続き

契約内容変更（訂正）依頼書にてご通知いただくことにより転居先でも現在の保険を継続させることができます。

※転居先が賃貸住宅である場合に限りです

※一部、借戸室変更を受付できない契約がございます

手続きはマイページをご活用ください！

マイページでは
こちらのお手続きが可能です。

- 解約の申請
- 更新手続き
- 契約内容確認書の表示
- 契約内容変更（訂正）
↳ 契約者・被保険者の生年月日・性別・電話番号

STEP 1 マイページにアクセス

A QRコードからアクセス

お手持ちのスマートフォンで
右のQRコードを読み取る



B ホームページからアクセス

スタート少額短期保険

検索

www.suma-pula-ssi.co.jp より
「ご契約者さまマイページ」をクリック



STEP 2 ログイン

A 電話発信による認証 **簡単ログイン**

ご契約者さまの「電話番号＋生年月日」を入力し
認証用電話番号に発信するだけで本人認証後、自動で
ログインできます。

※法人のご契約者さま、契約者が同一の複数契約をお持ちの
ご契約者さまや、契約が「失効」状態となっているご契約者さま
は電話発信による認証をご利用できません

B ID・パスワードでログイン

「保険証券」または「マイページ開設のお知らせ」
メールにてお知らせしております。

上記以外でお手続きが必要な方は取扱代理店またはコールセンターへご連絡ください。

0120-444-605 9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

お問合せ先（取扱代理店）

引受少額短期保険業者

STARTS

スタート少額短期保険株式会社

関東財務局長（少額短期保険）第69号

〒134-0088
東京都江戸川区西葛西3-22-21 KYUビル4F

2024年10月改訂SD-KBF24022

賃貸入居者総合保険

住まいぷらす

充実した補償で住まいに安心をプラス



充実した補償で賃貸の住まいに
安心をプラス!

「住まいぶらす」は、日常生活に起こる「まさか」の事故を
充実した補償でサポートする賃貸住宅専用保険です。
※地震火災費用保険金を除き、地震に関する補償は付帯されていません



約款・Web契約の
ご案内はこちら

1 家財の補償

事故や自然災害による家財の損害に対して補償

① 火災



② 落雷



③ 破裂・爆発



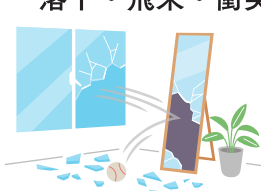
④ 風災・雹災・雪災



⑤ 水災



⑥ 物体の 落下・飛来・衝突



⑦ 水濡れ



⑧ 騒擾・破壊行為



⑨ 盗難



⑩ 破損・汚損



※自己負担額3万円

持ち出し家財保険金

借用戸室から一時的に持ち
出した家財に国内の他の建
物内で①～⑨の事故で損害
が生じた場合



その他 費用補償



罹災時諸費用



残存物取片付費用



地震火災費用



失火見舞費用



臨時宿泊費用



被災転居費用



ピッキング防止費用



ドアロック交換費用



ストーカー対応費用

お支払いする場合

- 隣の部屋の火事が燃え移り、自室の家具や洋服などが焼失してしまった
- 集中豪雨で河川の氾濫により、自室が床上浸水し、家具が水に浸った
- 洗濯機の排水ホースが外れて溢水し、脱衣所が水浸しになり、ハロゲンヒーターが濡れた
- 空き巣が侵入し、指輪と現金が盗まれた
- 雨漏りにより、家財に損害が生じた

お支払いできない場合

- 外出中に車上荒らしに遭い、車にあったカメラを盗まれた
- スマートフォンを落として、破損させてしまった
- 眼鏡を誤って踏んで、破損させてしまった
- 地震による揺れで、家財が倒れて破損してしまった
- 押入れに入れていた布団が、湿気によりカビが生えてしまった

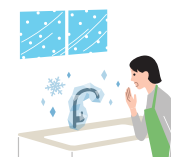
2 修理費用等の補償

事故に伴うさまざまな費用

■修理費用

左記①～⑩の事故により借用戸室に損害が発生し、賃貸借契約により修理費用が自己負担となる場合に保険金をお支払いします。

※1事故につき
100万円限度



■入居者死亡などによる修理費用

被保険者の借用戸室内の死亡により、借用戸室に損害が生じた際の、清掃・消臭・修理費用を被保険者の法定相続人(または連帯保証人)が負担した場合、保険金をお支払いします。

■入居者死亡などによる遺品整理費用

被保険者が借用戸室内で死亡し、借用戸室を大家さんに明渡す際に必要な遺品整理にかかった費用を被保険者の法定相続人(または連帯保証人)が負担した場合、保険金をお支払いします。

※入居者死亡などによる「修理費用」と「遺品整理費用」合計で50万円限度

お支払いする場合

- 玄関ドアをバールで壊されて、空き巣に入られ、鍵の修理が必要になった
- 凍結によって自室の専用部分の配管が破裂した
- 入居者が自室で亡くなったため、部屋の特種清掃を依頼した

お支払いできない場合

- 凍結によって共用部分の配管が破裂した
- 入居者が自室で亡くなったため、生前壁に穴を開けた修理を依頼した
- 地震により、窓ガラスが割れた

3 大家さんへの賠償費用の補償

借家人賠償責任保険

火災・爆発・水漏れなどで借用戸室に損害を与えてしまい、大家さんに対する法律上の損害賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。



お支払いする場合

- 自室の模様替えのため、家具を移動させた際壁に穴を開けてしまった
- ドライヤーを落とし、洗面ボウルを破損させてしまった
- お風呂の排水管をつまらせて水があふれ、床が水浸しになった
- 自室内でストーブが倒れ火災が発生し、自室が燃えてしまい、大家さんに弁償しなければならなくなった

お支払いできない場合

- 畳が日焼けしたため交換が必要となった
- たばこ等により壁紙が変色した
- 入居時より同じところにソファを置いていたため、床にへこみができた
- ペットが自室の壁紙を引っ掻いて傷をつけてしまった

4 第三者への賠償費用の補償

個人賠償責任保険

日常生活において、被保険者が他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊してしまい、法律上の損害賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。



お支払いする場合

- 入居の際に自ら設置した洗濯機のホースが外れてしまい、下の階の家財に水濡れ損害が生じた
- 自転車で他人に接触し、怪我を負わせた(業務中を除く)
- ベランダから植木鉢を落としてしまい、他人の自動車を破損させた

お支払いできない場合

- 業務中に誤って会社のパソコンを壊してしまった
- 原動機付き自転車や車を運転中、事故を起こし、損害賠償責任を負った
- 自転車を運転中に転倒し、自分が怪我をしたため治療費が発生した

この契約のしおりは、補償内容のポイントをまとめたものです。詳細は、約款などをご参照ください。